

令和7年度（2025年度）熊本県「心の輪を広げる体験作文」
及び「障害者週間のポスター」募集要領

1 目的

本要領は、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領（令和3年3月11日付け内閣府特命担当大臣決定）」に基づき実施する「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集と併せて、本県が独自に行う表彰等について定める。

2 主催

内閣府及び熊本県

3 募集テーマ

（1）心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪

ー障がいのある人となない人との心のふれあい体験を広げようー

（2）障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

（1）心の輪を広げる体験作文

小学生以上（特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む。居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒については、学校所在地が熊本市以外の方。）

（2）障害者週間のポスター

小学生及び中学生（特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む。学校所在地が熊本市以外の方。）

5 募集の方法

（1）心の輪を広げる体験作文

① 募集は、小学生、中学生、高校生、一般の4部門に区分して行う。

作文の題名（タイトル）は自由とし、内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募作品は未発表のもの1編に限る。他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等（生成AIの使用を含む）を行わないこと。

② 1編当たりの制限字数は、小学生及び中学生は800字から1,600字程度（400字詰め原稿用紙2枚から4枚程度）、高校生及び一般は1,600字から2,400字程度（400字詰め原稿用紙4枚から6枚程度）とする。

③ 用紙は、原則として横向き・縦書き（400字詰め原稿用紙など）、大きさは、B4判又はA4判とする。

④ パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙は③に準ずるものとする。

⑤ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府及び熊本県は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、内閣府及び熊本県はその責任を負わない。

⑥ 題名（フリガナ）、作者氏名（フリガナ）、生年月日（年齢）、住所、電話・FAX番号、学校名（学年）又は職業、障がいの有無、その他参考となる事項を記した作品応募票「別紙1-1」を応募作品に添付すること。

(2) 障害者週間のポスター

① 募集は、小学生、中学生の2部門に区分して行う。

作品の題名(タイトル)は自由とし、内容は、障がいのある人に対する理解促進に資するものであり、障がいのある人となない人の間の相互理解・交流等を促進するものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1点に限る。他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用等(生成AIの使用を含む)を行わないこと。

② 応募作品は、造形的表現で訴えるものとし、標語それに類する文字は入れないこと。

③ 規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付すること。

彩色画材は自由とする。なお、内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとする。

④ 第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。推薦後に使用が発覚した場合、内閣府及び熊本県は推薦の受付を取り消す。この場合において、応募又は推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、内閣府及び熊本県はその責任を負わない。

⑤ 題名(フリガナ)、作品で表現したかった内容、氏名(フリガナ)、生年月日(年齢)、住所、電話・FAX番号、学校名、障がいの有無、その他参考となる事項を書いた作品応募票「別紙1-2」を応募作品に添付すること。

⑦ 例年、②、③のとおり「標語それに類する文字は入れないこと」、「縦位置(縦長)のみ」が守られず、選考対象にできない作品があるので、規定を遵守すること。

※ 学校・団体等で一括応募する場合

作文、ポスターとも、応募用紙「別紙2」に、学校(団体)名、学校(団体)住所、学校(団体)の電話・FAX番号、取りまとめ担当者名など必要事項を記載して添付すること。

(別紙1~2は、県障がい者支援課のHPに掲載。)

6 選定方法及び表彰

応募作品は、熊本県において審査し、作文、ポスターとも、部門毎に最優秀作品(1点)、優秀作品(2点)を選定のうえ、入賞者に対して県知事からの賞状と賞状入れを贈呈する。なお、作文、ポスターの各部門の最優秀作品については、全国選考に推薦する。

審査結果は、学校等を経由して通知する。

受賞者については、くまもとハートウィーク開催事業等で表彰する。また、ハートウィーク実行委員会から副賞(最優秀作品:5千円図書券、優秀作品:3千円図書券)を贈呈し、応募者全員に参加賞を配付する。

7 募集期間

7月1日(火)から9月4日(木)まで

※期限までに到着したものが対象です。

8 応募先

熊本県庁 健康福祉部 障がい者支援課 社会参加班

(居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒は、学校所在地が熊本市以外の方。)

9 その他

本要領に定めのない事項については、「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施

要領（令和３年３月１１日付け内閣府特命担当大臣決定）」によるほか、その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和７年（２０２５年）６月１２日から施行する。

～障がいのある人への理解を広げよう～
「心の輪を広げる体験作文」
「障害者週間のポスター」を募集します！

熊本県では、障がいのある人となない人が、学校や社会生活等の中で、心のふれあいの体験を通じて学んだことや感じたこと等を内容とした「心の輪を広げる体験作文」と、障がいのある人に対する理解を促す内容の「障害者週間（12月3日～9日）のポスター」を募集します。
応募者全員に参加賞を御用意しています。多数の応募をお待ちしています。



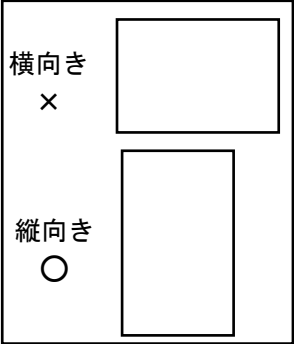
©2010熊本県くまモン

1 応募の内容

（1）作文「心の輪を広げる体験作文」

募集テーマ	出会い、ふれあい、心の輪 ー障がいのある人となない人との心のふれあい体験を広げようー
題名及び内容	題名は自由。 内容は、障がいのある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
応募資格	小学生以上の方 （居住地が熊本市以外の方。ただし、児童生徒は、学校所在地が熊本市以外の方） ※ 居住地等が熊本市の方は、熊本市が別途募集しています。
募集区分	「小学生」「中学生」「高校生」「一般」の4区分
規格等	・原則として、400字詰原稿用紙（B4判又はA4判横向き・ <u>縦書き</u> ） ・「小学生」「中学生」…2～4枚程度 ・「高校生」「一般」…4～6枚程度 ※作者本人が単独で執筆した、未発表のもの1編（原本）に限ります。 ※作品の裏に応募票を貼ってください。 ※障がい等の理由により作者本人の執筆が困難な場合、代筆等の補助は可能ですが、作品内容への関与はできません。代筆を行った場合は、作品応募票の備考欄にその旨を記載してください。 ※パソコン等の電子機器での作成も可能です。この場合、用紙は上記に準じます。 ※他作品等からの模倣・流用・盗用・生成AI等の使用はできません。
県での選考・表彰	部門毎に最優秀作品（1編）、優秀作品（2編）を選考し、県知事からの賞状を贈呈します。応募者全員に参加賞を贈呈します。
国への推薦	最優秀作品は全国選考に推薦します。
国での選考・表彰	・部門毎に全国最優秀作品（1編）、優秀作品（3編）及び佳作（5編程度）の選考が行われます。 ・全国最優秀作品には内閣総理大臣賞、優秀作品には内閣府特命担当大臣賞が贈られます。

(2) ポスター「障害者週間のポスター」

募集テーマ	障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現
題名及び内容	題名は自由。 障害のある人となない人の間の相互理解・交流等を表現したものとしします。
応募資格	小学生及び中学生 (学校所在地が熊本市以外の方) ※ 居住地等が熊本市の方は、熊本市が別途募集しています。
募集区分	「小学生」「中学生」の部の2区分
規格等	・ 画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又は、四ツ切り(横382mm×縦 542mm)を使用。これに満たない場合は、B3判又は四つ切の大きさの台紙に貼付してください。 ・ 彩色及び画材は自由。 ※作者本人が単独で作成した未発表のもの 1点に限ります。 ※作品の裏に応募票を貼ってください。 ※作品は<u>縦長で作成してください。</u> ※作品中に<u>標語等の文字を入れないでください。</u> 
県での選考	各部門毎に最優秀作品(1編)、優秀作品(2編)を選考し、県知事からの賞状を贈呈します。応募者全員に参加賞を贈呈します。
国への推薦	県の最優秀作品は全国選考に推薦します。
国での選考	各部門毎に全国最優秀作品(1点)、優秀作品(1点)及び佳作5点程度の選考が行われます。 全国最優秀作品には内閣総理大臣賞、優秀作品には内閣府特命担当大臣賞が贈られます。

- 2 作品の活用 応募作品は、県下で開催されるイベント会場に展示するなど、啓発に活用させていただく場合があります。このことに関しご了解いただけるかどうかを応募票に記載してください。作品は、1月下旬を目途に返還します。

- 3 募集期間 令和7年(2025年)7月1日(火)
～ 令和7年(2025年)9月4日(木)
※期限までに作品が到着したものが対象です。

- 4 応募方法 応募票に氏名等の必要事項を記入し、作品の裏面に貼り、送付してください。

- 5 応募、問合せ先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県 障がい者支援課 社会参加班
電話) 096-333-2235
FAX) 096-383-1739

令和7年度「心の輪を広げる体験作文」作品応募票

(必要事項を記入のうえ、作品の裏面に貼ってください)

作品の題名 (フリガナ)			
作者氏名 (フリガナ)	(姓)	(名)	
生年月日 (年齢) ※西暦表記	年	月	日生 (歳)
住所 (自宅) ・ 電話番号 ・ F A X 番号	※学校を通して応募される場合は記入不要 〒		
	※学校を通して応募される場合は記入不要 ・ TEL ・ FAX		
所属学校名 ※正式名称 / 学年 (フリガナ) ・ 学校所在地 ・ 電話番号 ・ F A X 番号 ※学校名の「フリガナ」を忘れないようお願いします。	※学校を通して応募される場合は記入不要 (学校名) (年生)		
	(フリガナ)		
	※学校を通して応募される場合は記入不要 〒		
	※学校を通して応募される場合は記入不要 ・ TEL : ・ FAX :		
職業	※一般区分 (社会人) の場合に記入		
障害の有無 ※障害の有無を○で囲む ※障害の程度に「級」の設定等がなく、他に類する設定等がある場合は当該程度を具体的に記載	・ 障害あり	{ ・ 種別 () ・ 部位 () ・ 程度 (級) ※「障害あり」の場合、上記を記載してください。	
	・ 障害なし		
備考 代筆の場合はその旨記載			
その他確認事項	以下の点を確認し、チェックしてください。 ☐ 本作品は「未発表」(本事業応募のために執筆した作品)である。 ☐ 模倣・流用・盗用等を行っていない。 ☐ 生成 A I を使用していない。 啓発活動での活用について ☐ 同意する ☐ 同意しない その際に氏名等を公表することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない		

令和7年度「障害者週間のポスター」作品応募票

(必要事項を記入のうえ、作品の裏面に貼ってください)

作品の題名 (フリガナ)	(フリガナ)
作品で表現したかった内容 ※作品テーマのコメント等を、100字以内で記入ください	
作者氏名 (フリガナ)	(姓) (名) (フリガナ)
生年月日 (年齢) ※西暦表記	年 月 日生 (歳)
住所 (自宅) ・電話番号 ・FAX番号	※学校を通して応募される場合は記入不要 〒 ※学校を通して応募される場合は記入不要 ・TEL : ・FAX :
学校名※正式名称 / 学年 (フリガナ) ・学校所在地 ・電話番号 ・FAX番号 ※学校名の「フリガナ」を忘れないようお願いします。	※学校を通して応募される場合は記入不要 (学校名) (年生) (フリガナ) ※学校を通して応募される場合は記入不要 〒 ※学校を通して応募される場合は記入不要 ・TEL : ・FAX :
障害の有無 ※障害の有無を○で囲む ※障害の程度に「級」の設定等がなく、他に類する設定等がある場合は当該程度を具体的に記載	・障害あり ・障害なし { ・種別 () ・部位 () ・程度 (級) ※「障害あり」の場合、上記を記載してください。
その他確認事項	以下の点を確認し、チェックしてください。 ☐ 本作品は「未発表」(本事業応募のために執筆した作品)である。 ☐ 模倣・流用・盗用等を行っていない。 ☐ 生成AIを使用していない。 啓発活動での活用について ☐ 同意する ☐ 同意しない その際に氏名等を公表することについて ☐ 同意する ☐ 同意しない



令和6年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞(内閣総理大臣表彰)
熊本県 人吉市立東間小学校 6年(当時)
いそだ りゅうすけ
磯田 隆介さんの作品
「パラリンピックでがんばるすがた」

作品募集



たいけんさくぶん
体験作文



ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です



「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口(裏面)にお問い合わせください。

心の輪を広げる体験作文

募集
テーマ

出会い、ふれあい、心の輪
一障害のある人となない人との
心のふれあい体験を広げよう

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生以上 ※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。
- ②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
- ③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2~4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4~6枚程度とします。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準ずるものとします。
- ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑥応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

障害者週間のポスター

募集
テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を
発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格

小学生及び中学生 ※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。
 - ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
 - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。
 - ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑤応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。
- その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

【募集期間】



内閣府
Cabinet Office

御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

表彰

- ①応募された作品は、都道府県又は指定都市から内閣府に推薦され、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編程度を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を選定します。
- ②最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官(共生・共助担当)からの表彰楯を贈ります。
- ③より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとします。
(応募を妨げるものではありません。)

入賞作品の活用等

- ①入賞作品は、作品集や内閣府ホームページ、障害者白書等に掲載し、全国的な啓発広報に活用します。
- ②内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③個人情報連絡等のみに使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

主催

内閣府、都道府県及び指定都市（後援:こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省）

お問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口(以下一覧) 又は、令和7年度「障害者週間」関係事業事務局
事務局 〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-20-7末広ビル 株式会社セレスポ 東京支店内
電話：03-5944-5199 FAX：03-5394-7654 Email：s-syukan@cerespo.co.jp

令和7年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	011-204-5277
青森県	健康医療福祉部障がい福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部 障がい保健福祉課	019-629-5448
宮城県	保健福祉部障害福祉課企画推進班	022-211-2538
秋田県	健康福祉部 障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課障がい者活躍・賃金向上推進室	023-630-3303
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	福祉部障害福祉課	029-301-3357
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部福祉局障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課共生社会推進室	043-223-2338
東京都	福祉局障害者施策推進部企画課	03-5320-4143
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4703
新潟県	福祉保健部 障害福祉課	025-280-5211
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部 障がい者支援課	026-235-7103
岐阜県	健康福祉部障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者支援局障害者政策課	054-221-2352
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課社会参加推進グループ	052-954-6697
三重県	子ども・福祉部障がい福祉課社会参加班	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3548
京都府	健康福祉部障害者支援課スポーツ・文化芸術等社会活動推進係	075-414-4601
大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	06-6944-6673
兵庫県	福祉部障害福祉課身体・知的障害福祉班	078-362-9497
奈良県	福祉保険部障害福祉課	0742-27-8922
和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課	073-441-2532
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7675
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	子ども・福祉部障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3157

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2765
徳島県	徳島県保健福祉部障がい福祉課	088-621-2237
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3291
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2422
高知県	子ども・福祉政策部障害福祉課	088-823-9633
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課	0952-25-7143
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課	096-333-2235
大分県	福祉保健部障害者社会参加推進室	097-506-2725
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	保健福祉部障害福祉課障害者支援室地域生活支援係	099-286-2746
沖縄県	生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業管理係	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
さいたま市	福祉局障害福祉部障害政策課	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課	045-671-3598
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	044-200-2676
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1248
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	054-221-1198
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8075
堺市	健康福祉局障害福祉部障害施策推進課	072-228-7818
神戸市	福祉局障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
福岡市	福祉局障がい者部障がい企画課	092-711-4248
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい福祉課	096-361-2519